

鎌情・個審議第 15 号  
令和 3 年（2021 年）11 月 26 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会長 松 田 道 佐

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

鎌倉市個人情報保護条例第 6 条及び第 9 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、令和 3 年（2021 年）9 月 9 日付け鎌市第 3590 号をもって諮問のありました個人情報の取扱いにつきましては、諮問の内容を認めないことを答申します。

今回の個人情報の提供は、市民が調査・研究、政策提案等の基礎資料として活用するために、戸籍上把握できる嫡出でない子の年代ごとの人数を提供するものであるところ、嫡出でない子という情報は要配慮個人情報として、原則取扱いが禁止されている情報であり、年代ごとの人数であっても特定の個人が識別され得ると考えます。

また、市民が調査・研究、政策提案等の基礎資料として活用するという目的に対して、これらの個人情報を提供する必要性があるとまでは認められないと判断します。

鎌倉市個人情報保護条例第6条及び第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	提供する個人情報	提供する理由	提供先
47	市民課	戸籍事務	本市に戸籍を有する嫡出でない子	戸籍の記載上嫡出でない子とわかる年代ごとの人数	市民が調査・研究、政策提案等の基礎資料として活用できるように提供するもの。 提供を行う際には、戸籍の情報を加工することになるが、法定受託事務である戸籍法に基づく嫡出子ではない子の情報自体が要配慮個人情報であり、慎重な対応が求められる。	市民